

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:建設部河川課 No.003

処 分 名	土石等の採取の許可
処 分 の 概 要	河川区域内の土地における土石その他河川の産出物の採取の許可
根拠法令等・条項	河川法（昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号）第 2 5 条
審 査 基 準	当該処分に先例が無く、法令の定め以上に具体化することが困難であるため、審査基準を設定しません。
標準処理期間	実績がなく将来にも申請が見込めないため、設定しません。
設 定 年 月 日	最終改正：平成 31 年 4 月 1 日
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁 4 階河川課窓口への提出
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■河川法

第二十五条 河川区域内の土地において土石（砂を含む。以下同じ。）を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。